

## 用語の解説

### ○夜間人口と昼間人口

#### ・夜間人口（常住地による人口）

調査時に調査の地域に常住している人口。

#### ・昼間人口（従業地・通学地による人口）

従業地・通学地集計の結果を用いて下記により算出された人口。ただし、買物客などの非定常的な移動については考慮していない。

$$\text{昼間人口} = \text{宇都宮市の夜間人口} + (\text{宇都宮市への流入人口} - \text{宇都宮市からの流出人口})$$

### ○昼夜間人口比率

夜間人口 100 人当たりの昼間人口の割合であり、100 を超えているときは昼間人口が夜間人口を上回っていること（流入超過）を示し、100 を下回っているときは昼間人口が夜間人口を下回っていること（流出超過）を示している。

$$\text{宇都宮市の昼夜間人口比率} = (\text{昼間人口} / \text{夜間人口}) \times 100$$

### ○流出・流入人口

#### ・流出人口

宇都宮市に常住し宇都宮市以外へ通勤・通学する人口。

#### ・流入人口

宇都宮市以外に常住し宇都宮市に通勤・通学する人口。

### ○従業地・通学地及び常住地

#### ・従業地・通学地

就業者が従業している、又は通学者が通学している場所をいう。

#### ・常住地

調査時に、ふだん住んでいる場所をいう。

### 《区分と内容》

#### (1) 市内

宇都宮市内に常住しており、従業・通学先も宇都宮市内である場合。

#### (2) 自宅

従業している場所が、自分の居住する家又は家に附属した店・作業場などである場合。

なお、併用住宅の商店・工場の事業主とその家族従業者や住み込みの従業員などの従業員先がここに含まれる。また、農林漁家の人で、自家の田畑・山林や漁船で仕事をしている場合、自営の大工、左官などが自宅を離れて仕事をしている場合もここに含まれる。

**(3) 自宅外／自宅外通勤**

宇都宮市内に常住しており、従業・通学先も宇都宮市内の人で(2)の「自宅」以外の場合。

**(4) 市外**

従業・通学先が宇都宮市以外にある場合。又は、常住地が市外にある場合。(5)「県内他市町」と(6)「県外」の合計(ただし、市区町村不詳の者を含む場合がある)。

**(5) 県内他市町**

従業・通学先が栃木県内の他の市町にある場合。又は、常住地が栃木県内の他の市町である場合。

**(6) 県外**

従業・通学先が栃木県外の都道府県にある場合。又は、常住地が栃木県外の都道府県である場合。

**○産業**

・「産業」とは、就業者について、調査週間中にその人が実際に仕事をしていた事業所の主な事業の種類によって分類したものをいいます(調査週間中「仕事を休んでいた人」については、その人がふだん仕事をしている主な事業所の事業の種類)。なお、仕事をしていた事業所が二つ以上ある場合は、その人が主に仕事をしていた事業所の事業の種類によった。

・平成22年国勢調査に用いた産業分類は、平成19年11月に改定された日本標準産業分類を基準としており、大分類が20項目、中分類が82項目、小分類が253項目となっている。

・労働者派遣法に基づく派遣労働者は、平成17年以前の調査では、「労働者派遣業」に分類したが、22年調査から、派遣先で実際に従事する産業を基に分類。

**《産業大分類の区分》**

第1次産業	A 農業, 林業 B 漁業
第2次産業	C 鉱業, 採石業, 砂利採取業 D 建設業 E 製造業
第3次産業	F 電気・ガス・熱供給・水道業 G 情報通信業 H 運輸業, 郵便業 I 卸売業, 小売業 J 金融業, 保険業 K 不動産業, 物品賃貸業 L 学術研究, 専門・技術サービス業 M 宿泊業, 飲食サービス業 N 生活関連サービス業, 娯楽業 O 教育, 学習支援業 P 医療, 福祉 Q 複合サービス事業 R サービス業(他に分類されないもの) S 公務(他に分類されるものを除く)

## ○利用交通手段

従業地・通学地に通勤・通学するためにふだん利用している交通手段の種類により区分。なお、通勤も通学もしている人については通勤に利用している交通手段を、2種類以上を利用している場合はそのすべての交通手段を、日によって異なる場合は主として利用している交通手段を、行きと帰りが異なる場合は「行き」の利用交通手段をそれぞれ集計している。

### 《区分と内容》

区 分	内 容
1 徒歩だけ	徒歩だけで通勤又は通学している場合
2 鉄道・電車	電車・気動車・地下鉄・路面電車・モノレールなどを利用している場合
3 乗合バス	乗合バス（トロリーバスを含む。）を利用している場合
4 勤め先・学校のバス	勤め先の会社や通学先の学校の自家用バスを利用している場合
5 自家用車	自家用車（事業用と兼用の自家用車を含む。）を利用している場合
6 ハイヤー・タクシー	ハイヤー・タクシーを利用している場合（雇い上げのハイヤー・タクシーを利用している場合も含む。）
7 オートバイ	オートバイ・モーターバイク・スクーターなどを利用している場合
8 自転車	自転車を利用している場合
9 その他	船・ロープウェイなど、上記以外の交通手段を利用している場合